

声明

袴田事件の再審開始決定に対する検察の特別抗告断念を受けて

2023年3月22日

日本国民救援会中央本部

同 静岡県本部

再審・えん罪事件全国連絡会

東京高等検察庁は3月20日、袴田事件の第2次再審請求の差し戻し即時抗告審について、東京高等裁判所が即時抗告を棄却し、再審開始決定を維持したことに対して、最高裁への特別抗告をする理由が見つからないとして、断念すると決定した。当然である。

高裁決定は、最高裁の差し戻し決定を踏まえ、請求人・弁護人側、検察側双方から提出された血痕の色調変化に関する法医学者らの鑑定書等を慎重に検討した結果、「衣類に付着した血痕が1年以上みそ漬けにされた場合、血痕の赤みが残ることはない」と弁護側の主張を認め、加えて、酸化による影響を避けるために真空パック内に脱酸素剤を封入するという、検察が独自に恣意的な環境条件を設定して行った実験について、「タンク内の条件よりも血痕に赤みが残りやすい条件の下で実施されたといえるにもかかわらず、試料の血痕に赤みが残らないとの実験結果が出た」事実を指摘し、弁護側主張の正当性を認めた。高裁決定が厳しく指摘したとおり、「5点の衣類」は捜査機関が捏造した証拠であり、死刑判決の重要な根拠が崩れ去ったことが一層明確となったものである。

高裁決定は、最高裁の「白鳥・財田川決定」が示した「『疑わしいときは被告人の利益に』の鉄則は再審制度にも適用されるべき」を貫き、また、「その判断にあたっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであるかどうかを判断すれば足りる」との立場に立ち、さらに、確定判決において「決定的な証拠」とされた「5点の衣類」についても、捜査機関による捏造の疑いの可能性が高いと厳しく指摘するなど、裁判官の法と良心に照らして、事実と道理にもとづいたものであった。

私たちは、巖さんが87歳、請求人の姉秀子さんも90歳となり、人道的にも一日も早い救済が求められていると、東京高検や最高検、全国各地の検察庁に対して連日、特別抗告断念の要請にとりくんできた。私たちの訴えに賛同して、短期間に1,000を超える団体から寄せられた「特別抗告を断念せよ」との要請書を届けた。また、多くのマスコミ報道や新聞各社も社説などで開始決定を高く評価し、新聞社説は確認できるだけでも32紙に及んでいた。検察は、広範な国民の支持と共感によって支えられていたこれらの要請を前に、袴田姉弟の尊厳ある人権と人格を侮辱し、広範な国民の良心の結集を無視して、冤罪の最後の救済手段である再審の理念と法理を「白鳥・財田川決定」以前の状態に戻す逆流攻勢をしかける理由を見いだせず、特別抗告を断念したものである。

検察は、今後開かれる再審公判において、高裁が指摘した「証拠捏造の疑い」を真摯に受け止め、速やかな公判の進行に努め、さらには袴田さん姉弟に謝罪するべきである。

私たちは、この間、全国から寄せられた袴田事件への熱い支援に感謝を表明する。同時に、巖さんの奪われた人権と人生を回復するため、一日も早く再審公判での無罪判決を勝ちとる決意を新たにし、同時に、引き続き冤罪をなくすための「再審法」の改正の実現にむけて全力をあげてとりくむことを、改めて表明する。